

国立研究開発法人海洋研究開発機構 個人情報保護制度利用の手引き

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、どなたでも、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」といいます。)の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

なお、国立研究開発法人海洋研究開発機構法の施行に伴い解散した旧海洋科学技術センター(以下「センター」といいます。)が保有していた自己を本人とする保有個人情報の開示も機構に請求することができます。

1. 開示請求ができる個人情報

- ・ 機構・センターの役職員が職務上作成し、又は取得した
- ・ 機構・センターの役職員が組織的に利用するものとして
- ・ 機構が保有している

自己を本人とする個人情報を「保有個人情報」として開示請求することができます。

ただし、法人文書(機構・センターの役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(フロッピーディスクや磁気テープ等に記録された電子情報)で、機構・センターの役職員が組織的に用いるものとして機構が保有しているもの)に記録されているものに限ります。

2. 開示請求ができる人

個人/法人、国籍等にかかわらず、何人でも(どなたでも)、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって上記の開示を請求することができます。)

3. 開示請求(訂正請求・利用停止請求)の窓口

機構横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課(苦情・相談窓口)で開示請求(訂正請求・利用停止請求)を受け付けます。

(郵送の場合は横須賀本部 総務部 法務・コンプライアンス課 個人情報保護担当へお送り下さい。)

- ・ 住所 〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15
- ・ 電話番号 046-866-3811(代表)

受付時間は平日 10:00~12:00、13:00~16:00 です。土曜・日曜・祝日・年末年始は受付を行いません。

4. 開示請求手続

- ・ 開示を請求される保有個人情報をなるべく詳細に特定していただいた上で、保有個人情報開示請求書に必要な事項を記載して、横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課(窓口)に提出するか、横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課個人情報保護担当に郵送してください。
- ・ 開示請求を受け付ける際には【本人確認】を行います。請求する方が(開示請求に係る保有個人情報の)本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている公的機関発行の書類)を提示(または提出)してください。送付による開示請求の場合、上記の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写しを提出ください。
- ・ 開示請求には、請求1件につき300円の開示手数料が必要です。保有個人情報開示請求書を横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課(窓口)に提出する場合は現金で、郵送で提出する場合には現金書留で納付してください。または電話にてご相談下さい。
- ・ 開示請求をされる保有個人情報の特定は、横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課個人情報保護担当等がお手伝いいたしますので、ご相談下さい。

5. 開示・不開示決定の通知

開示・不開示の決定は、原則として30日以内に行い、書面にて通知します。

保有個人情報は、不開示情報が記載されている場合を除き、開示します。

6. 開示の実施

- ・ 開示決定の通知を受けた方は、通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を選択し、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりお申し出ください(あらかじめ保有個人情報開示請求書に記載しておくことも可能です。)
- ・ 郵送等による写しの交付を希望する場合には、その送料が別途必要です(開示手数料とは別に計算します。)。送料の納付方法は、開示決定の通知において必要な事項をご連絡しますので、これに沿って手続きを進めてください。

7. 訂正請求手続

開示された自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思われるとき、開示決定に基づき開示を受けた方は、機構に対し、保有個人情報の訂正(追加又は削除を含みます。)を請求することができます。

- ・ 訂正請求できる期間は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内です。
- ・ 保有個人情報訂正請求書に必要な事項を記載して、横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課(窓口)に提出するか、横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課個人情報保護担当に郵送してください。
- ・ 訂正請求の場合も、開示請求の場合と同様に【本人確認】を行いますので、請求する方が(開示請求に係る保有個人情報の)本人であることを証明する書類を提示(または提出)してください。

8. 訂正・不訂正決定の通知

訂正・不訂正の決定は、原則として30日以内に行い、書面にて通知します。

訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で当該保有個人情報を訂正します。

9. 利用停止請求手続

開示された自己を本人とする保有個人情報が違法に保有・取得・利用・提供されていると思われるとき、開示決定に基づき開示を受けた方は、機構に対し、保有個人情報の利用停止(利用の停止又は消去)を、請求することができます。

- ・ 利用停止請求できる期間は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内です。
- ・ 保有個人情報利用停止請求書に必要な事項を記載して、横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課(窓口)に提出するか、横須賀本部総務部法務・コンプライアンス課個人情報保護担当に郵送してください。
- ・ 利用停止請求の場合も、開示請求の場合と同様に【本人確認】を行いますので、請求する方が(開示請求に係る保有個人情報の)本人であることを証明する書類を提示(または提出)してください。

10. 利用停止・利用不停止決定の通知

利用停止・利用不停止の決定は、原則として30日以内に行い、書面にて通知します。

利用停止請求に理由があると認めるときは、機構における個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で当該保有個人情報の利用を停止します。

11. 異議申立て

不開示決定、一部開示決定、不訂正決定、利用不停止決定等に不服がある場合には、機構に対して異議申立てをすることができます。

この場合、機構は内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けて異議申立てに対する決定を行います。

なお、裁判所に対して決定の取消を求める訴訟を提起することもできます。

12. お問い合わせ

個人情報保護についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

国立研究開発法人海洋研究開発機構 総務部 法務・コンプライアンス課 個人情報保護担当

- ・ 住所 〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15
- ・ 電話番号 046-866-3811(代表) 内線 2222
- ・ 電子メール disclosure@jamstec.go.jp